

【ラムサール条約 COP14】 国別報告書をより良くするための NGO アンケート

(回答用 WEB フォーム : <https://bit.ly/3hqBDHZ>)

ラムサール条約は、3年に一度の締約国会議 COP の前に、各国から「国別報告書」を集め、各国の湿地の状況や、各国の3年間の条約実施状況をもとに事務局がまとめて、次の3年間の計画を作る会議の基礎資料としています。

条約は締約国が主人公ですが、ラムサール条約では締約国からの情報だけでなく、他からの情報も組みこんで、この資料を作ってきました。

これはこの条約が NGO の発案から作られたということもありますが、何よりも湿地の賢明な利用と保全・復元は、国だけでできるものではなく、自治体、そして湿地の現場での活動が最も大切だからです。

2021年に予定されている COP14 に向けた国別報告書に対しても、現場で湿地を守っている皆さんのご意見を、まずは環境省からの報告書に組み込むことのできるよう、以下の形でご協力をお願いします。

ただし、意見を聞いてもそれがそのまま組み込まれるわけではありません。

また、受け入れられなかった意見のうち、私たちとしてどうしても伝えたい意見は WWN を通して、ほかの国の地域 NGO の意見と合わせて事務局に伝えることも可能です。

個々の湿地に関する問題は、世界に共通する問題の形として提起することも大切です。

■ アンケートは、【A. すべての湿地について】 Q. 1~Q. 11 と 【B. ラムサール条約登録湿地について】 Q. 12~Q. 15 の 2 部から成ります。あなたの関わる湿地が、ラムサール条約登録湿地でない場合には、B. は飛ばしても構いません。

★なお、【関連する国別報告書質問】欄には、日本国がラムサール事務局に COP14 への国別報告として回答することになる質問項目が、まず {X. X} として、記載されています(例えば 8.5 「過去3年で、全体的に湿地の状況は変化したか」など)。COP14 への国別報告書様式の和訳はラムネット J のウェブサイトにアップしてあります。(RNJ 試訳) http://www.ramnet-j.org/file/nrf_cop14.pdf

また、{X. X. X} の表記は、COP12 への国別報告書の項目です。COP12 国別報告書は環境省ウェブサイト <https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/pdf/COP12NationalReport.pdf> から和訳がアクセス可能です。

KRA 1. 4. ii などの表記は、ラムサール条約の「第3次戦略計画 2009-1015」9頁以下にあげられている 2015年までの成果領域 (Key Result Area) を意味しています。

第3次戦略計画は、環境省ウェブサイト <http://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/ramsar/ramsa/ketugil1.pdf> からアクセス可能です。必要な場合は是非ご参照ください。

★どの選択項目にもうまく当てはまらない場合には、その他を選択し、自由記述欄に記入してください。

以下、赤字の*マークがある問いは、必須項目ですので、必ずお答えください。

メールアドレス * _____

A. あなたの関わる湿地について

あなたの市民活動団体（NGO・NPO）がかかわる湿地（ラムサール登録の有無を問いません）についてお答えください（質問1～11）

●質問0

最初に、あなたの関わる湿地について教えてください。その湿地に名称がある場合には名称を記入ください。（例：〇〇干潟、〇〇公園、〇〇河口、〇〇浜、〇〇湖など）特に名称がない場合には、「〇〇付近の休耕田」といった説明をお願いします。

回答 _____

●質問1*

この3年間（2018年1月以降）で、あなたの湿地の健康な状態に影響を与えるような出来事がありましたか？

侵略的外来種、乾燥化、開発のような負の効果でも、あるいは、状態の改善という正の効果でもどちらでもかまいません。

【関連する国別報告書質問】

8.5 「過去3年で、全体的に湿地の状態は変化したか？／a）ラムサール条約湿地、b）湿地全体」

回答 ・ はい（環境は悪化した）
・ はい（環境は改善した）
・ いいえ（変化なし）
・ その他:

●質問2*

① あなたの湿地について、湿地の恵みや湿地がもつ役割（水・食料の供給、治水、気候調整、文化、レクリエーションと観光）は、調査されていますか？

② 調査結果は、文書（パンフ等含む）として配布されたり、ホームページ等で公表されていますか？

【関連する国別報告書質問】

11.1 貴国において、湿地からもたらされる生態系の恩恵/サービスについて調査され、環境白書のような書類で記録され、結果が広く公表されたか。

KRA1.4 ii 湿地の（特に条約湿地の）生態系サービスとその価値の分析が、全ての締約国において実施されていること

回答 ・ はい（湿地の調査は行われているし、調査結果も公表されている）
・ はい（湿地の調査は行われているが、調査結果は公表されていない）
・ いいえ（調査は行われていない）
・ その他:

●質問3*

あなたの湿地では、前項で述べたような湿地の恵みや役割、特に経済的な価値（水の浄化、貝や魚、防災、観光など）を守るような管理計画が作成されていますか。（知らない場合は知らないとのお答えで結構です）

【関連する国別報告書質問】

- 11.3 湿地の社会経済学的価値はラムサール条約湿地やその他の湿地の管理計画に盛り込まれているか。
- 1.4.3 湿地の社会経済学的価値又は文化的価値は、ラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理計画の中に盛り込まれているか
- KRA1.4iii 湿地の社会経済学的価値や文化遺産としての価値が、湿地の賢明な利用と管理において十分考慮されていること

- 回答 ・ (経済的な価値を守る) 管理計画は、ある
・ (経済的な価値を守る) 管理計画は、ない
・ (経済的な価値を守る) 管理計画があるかどうか、わからない (知らない)
・ その他:
-

●質問4*

あなたの湿地では、前項で述べたような湿地の恵みやサービス、特に文化的価値を守るような管理計画が作成されていますか。（知らない場合は知らないとのお答えで結構です）

【関連する国別報告書質問】

- 11.4 ラムサール条約湿地の効果的な管理のための伝統的知識を含む湿地の文化的価値はラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理計画に盛り込まれているか。
- 質問3と同じ；1.4.3/1.4.4/KRA1.4iii

- 回答 ・ (文化的価値を守る) 管理計画は、ある
・ (文化的価値を守る) 管理計画は、ない
・ (文化的価値を守る) 管理計画があるかどうか、わからない (知らない)
・ その他:
-

●質問5*

あなたの湿地についての管理計画の策定や、管理の実施に関して、あなた方市民活動団体（NGO・NPO）の参加はできていますか？

【関連する国別報告書質問】

- 16.3 a 締約国は、湿地の計画及び管理に関し、その意思決定に利害関係者の参加を促進しているか？
- 4.1.3 締約国は a) 湿地の計画及び管理に関して、その意思決定に利害関係者の参加を促進しているか、 b) 特に新規のラムサール条約湿地の選定やラムサール条約湿地の管理に地域の利害関係者を関与させているか。
- KRA4.1iii 湿地と文化的・経済的に結びついている利害関係者や、生計を湿地に依存している人々が、湿地管理計画の策定と実施において確実に参加できるようなやり方を、全ての締約国が確立していること

- 回答 ・ はい。NGO/NPO は、管理計画の策定、計画の実施の両方に参加している
・ はい。NGO/NPO は、管理計画の実施だけに参加している
・ はい。NGO/NPO は、管理計画の策定だけに参加している

- ・ いいえ。NGO/NPO は、管理計画の策定にも実施にも参加していない
 - ・ その他:
-

●質問 6*

- ① あなたの湿地について、湿地の恵みや役割を活かした湿地保全の取り組みや、経済活動の取り組みは行われていますか（環境に配慮した水田のコメ等の販売など）？
- ② 国や県からこれらの活動に対する助成はされていますか？

【関連する国別報告書質問】

- 3.3 「湿地の保全あるいは賢明な利用を奨励するインセンティブ措置を実施するための行動がとられたか？」

- 回答
- ・ はい。湿地を活かした経済活動が行われており、行政からの助成もある
 - ・ はい。湿地を活かした経済活動が行われているが、行政からの助成は、ない
 - ・ いいえ。湿地を活かした経済活動も、行政からの助成も、ない
 - ・ その他:
-

●質問 7*

あなたの湿地について、湿地保全を妨げるような行政の措置や税制が改善された事例はありますか？

【関連する国別報告書質問】

- 3.4 「湿地保全と賢明な利用を妨げる逆行した奨励策を取り除く措置はとられたか？」

- 回答
- ・ いいえ。湿地保全を妨げるような行政措置・税制が、現在も存在している
 - ・ そういった事例があるのか、わからない
 - ・ その他:
-

●質問 8-1*

あなたの湿地について、侵略的外来生物種を駆除するための活動をおこなっていますか？うまく成功した事例と、駆除が困難であった事例を教えてください。

【関連する国別報告書質問】

- 3.3 湿地の保全及び賢明な利用を奨励するインセンティブ措置を実施する行動がとられたか。{1.11.1} KRA 1.11.i
- 3.4 湿地の保全及び賢明な利用を阻害するような負のインセンティブ措置を除去するための行動がとられたか。{1.11.2} KRA 1.11.i

- 回答
- ・ 侵略的外来生物種の駆除に成功した事例がある
 - ・ 侵略的外来生物種の駆除で、現在、困っている
 - ・ その他:
-

質問 8-2 上記、侵略的外来種の駆除に関して、具体的な事例があれば、記述ください。

回答 _____

●質問 9-1

あなたの湿地には、ビジターセンターや、自然解説員のいるセンターはありますか？この点について、国や県に要望はありますか？

【関連する国別報告書質問】

16.2 「センター（ビジターセンター、自然解説員のいるセンター、教育センター）はいくつ設置されているか a ラムサール条約湿地内、b 上記以外の湿地内」

- 回答
- ・ ビジターセンターがあり、自然解説員が常駐している
 - ・ ビジターセンターはあるが、自然解説員は、いない
 - ・ ビジターセンターもないし、自然解説員もない
 - ・ その他:
-

質問 9-2 国や県への要望（具体的に）

回答

●質問 10-1*

あなたの湿地での取り組みで、現在あるいは将来の、水の危機や食糧危機への対処に役立つと思われる事例はありますか？

【関連する国別報告書質問】

11.2 貧困緩和の目的又は食料と水の安全保障計画に貢献する湿地に係るプログラム又は事業が実施されてきたか。

- 回答
- ・ 役立つ事例が、ある
 - ・ 役立ちそうな事例は、ない
 - ・ わからない
 - ・ その他:
-

質問 10-2 上記で回答した事例の概要（具体的に）

回答

●質問 11*

あなたの湿地が、複数の県や市にまたがる場合、効果的に共同管理されていますか？

【関連する国別報告書質問】

18.7 国境や行政区をまたぐ湿地（例えば、共有の河川流域や沿岸地帯）は、効果的に共同管理されているか。

- 回答
- ・ はい。効果的に、共同管理されている
 - ・ いいえ。ちゃんと管理されていない
 - ・ わからない
 - ・ 質問に該当しない（私の関わる湿地は、単一の行政区の中にある）
 - ・ その他:
-

B. ラムサール条約湿地について

以下は、ラムサール条約湿地に関係する市民活動団体（NGO・NPO）への質問です（質問 12～15）。

あなたの湿地が、ラムサール条約湿地でない場合には、スキップして、最後の送信ボタンをクリックしてください。

●質問 12

あなたのかかわるラムサール条約湿地について、湿地を支える水の流れ（表流水、地下水などどんなものでも）に影響を与える事例について、きちんと調査がされていますか？

- 回答
- ・ はい。きちんと調査されている
 - ・ いいえ。調査されていない
 - ・ わからない
 - ・ その他:
-

●質問 13-1

あなたのかかわるラムサール条約湿地について、何らかの管理計画はありますか（知らない場合は知らないとお答えで結構です）。

【関連する国別報告書質問】

- 5.6 すべてのラムサール条約湿地は、それぞれの管理（すなわち正式な管理計画がある場合）、または、それ以外の適切な手段がある場合（例えば既存の適切な湿地管理活動）、はそれによる管理の有効性について評価されたか。
- 1.6.2 湿地管理計画は潜在的脅威に対する研究を含む十分な科学研究に基づいて策定？
KRA1.6 ii 同上

- 回答
- ・ 管理計画が、ある →Q13-2. Q13-3 も、お答えください
 - ・ 管理計画は、ない
 - ・ わからない。知らない
 - ・ その他:
-

質問 13-2 管理計画がある場合、管理の効果や管理の課題について定期的に検討されており、管理計画は見直されていますか？

- 回答
- ・ はい。定期的に、見直しがされている
 - ・ いいえ。見直しされていない
 - ・ わからない
 - ・ その他:
-

質問 13-3 その際に、あなた方市民活動団体（NGO・NPO）の意見は十分に尊重されていますか？

- 回答
- ・ はい。NGO/NPO の意見は、尊重されている
 - ・ いいえ。NGO/NPO の意見は、尊重されていない
 - ・ わからない
 - ・ その他:
-

●質問 14-1

あなたのかかわるラムサール条約湿地について、様々な分野から意見を聞いて管理を行う管理委員会がありますか（知らない場合は知らないとのお答えで結構です）？

【関連する国別報告書質問】

5.7 分野横断的な管理委員会を持つラムサール条約湿地の数はいくつか。

2.4.4 同上

KRA2.4iv 条約湿地において、関係省庁、市民や地域社会、その他の関係者の参加（適切な場合は企業部門も含む）のもとに、また、争点解決の仕組みとしても、部門横断的な湿地管理委員会が設置されていること

- 回答
- ・ はい。管理委員会が、ある。 → Q.14-2、Q14-3 もお答えください
 - ・ いいえ。管理委員会のようなものは、ない
 - ・ わからない
 - ・ その他:
-

質問 14-2 あなた方市民団体（NGO・NPO）やその意見を代弁する方はその委員会に参加していますか？

- 回答
- ・ はい。委員会に参加している
 - ・ いいえ。委員会には、参加していない
 - ・ わからない
 - ・ その他:
-

質問 14-3 あなた方市民団体（NGO・NPO）の声は届いていますか？

- 回答
- ・ はい。市民団体の声は、届いている
 - ・ いいえ。市民団体の声は、届いていない
 - ・ わからない
 - ・ その他:
-

●質問 15

あなたのかかわるラムサール条約湿地につき、あなた方市民団体（NGO・NPO）の日ごろの活動から見て、湿地管理者とラムサール事務局との間で、条約実施のための指針や情報を共有していると思いますか？

【関連する国別報告書質問】

16.6a 条約の実施のための指針やその他の情報を共有するため、条約の管理当局と下記の機関（※ここではラムサール条約湿地の管理者）との間に、その他の意思疎通の仕組み（国内委員会以外）が構築されているか

KRA4.1vi 条約による湿地の管理や賢明な利用と保全の仕組みが、地球規模から地域規模、各国、各地方のレベルまで、広範な利害関係者によって運用されていること。

- 回答
- ・ はい。条約事務局と、情報共有されていると思う
 - ・ いいえ。情報共有しているとは思わない
 - ・ わからない
 - ・ その他:
-